

奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）第二十四条第一項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報並びに当該個人情報の開示請求をすることができる期間及び場所は、次のとおりです。

平成二十六年四月一日

地方独立行政法人奈良県立病院機構

理事長 榑 壽 右

事務の名称	開示をする事務	期間	場所
地方独立行政法人奈良県立病院機構職員採用試験（看護師・助産師に係るものを除く。）	総合得点及び順位	合格発表の日（第一次試験の合格者にあつては、第二次試験の合格発表の日）から起算して一月間	奈良県立病院機構本部事務局
地方独立行政法人奈良県立病院機構看護師・助産師採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日から起算して一月間	奈良県立病院機構本部事務局
奈良県立病院機構看護専門学校奈良校入学者選抜	順位	合格発表の日から起算して一月間	奈良県立病院機構看護専門学校奈良校
奈良県立病院機構看護専門学校三室校入学者選抜	順位	合格発表の日から起算して一月間	奈良県立病院機構看護専門学校三室校